

業務管理体制の整備に関する届出チェック表

法人名			
事業所名			
事業所番号		サービス種類	

1 事業区分

	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設の設置者
	指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者
	指定障害児通所支援事業者
	指定障害児相談支援事業者

2 『業務管理体制に係る届出書』を提出していない場合

届出先	事業区分ごとの事業所等の所在地
厚生労働省	2以上の都道府県に事業所等が所在する事業者
久留米市	久留米市内に全ての事業所等が所在する事業者 ※指定障害児入所施設を除く
福岡県	上記以外の事業者

3 『業務管理体制に係る届出書』を提出している場合

届出先	対応
厚生労働省	厚生労働省に『業務管理体制に係る届出事項変更届出書』を提出。
久留米市	提出不要。(久留米市においてシステム登録。)
福岡県	福岡県に『業務管理体制に係る届出事項変更届出書』を提出。
福岡県内市町村	福岡県及び現在届出をしている市町村に『業務管理体制に係る届出書』を提出。
福岡県外区市町村	厚生労働省及び現在届出をしている区市町村に『業務管理体制に係る届出書』を提出。

ただし、下記に該当する場合は、届出先に別途の届出が必要。

届出先	対応
事業所等の数が20事業所となった場合	「法令遵守規定の整備」に関する届出を提出。
事業所等の数が100事業所となった場合	「業務執行の状況の監査の方法」に関する届出を提出。